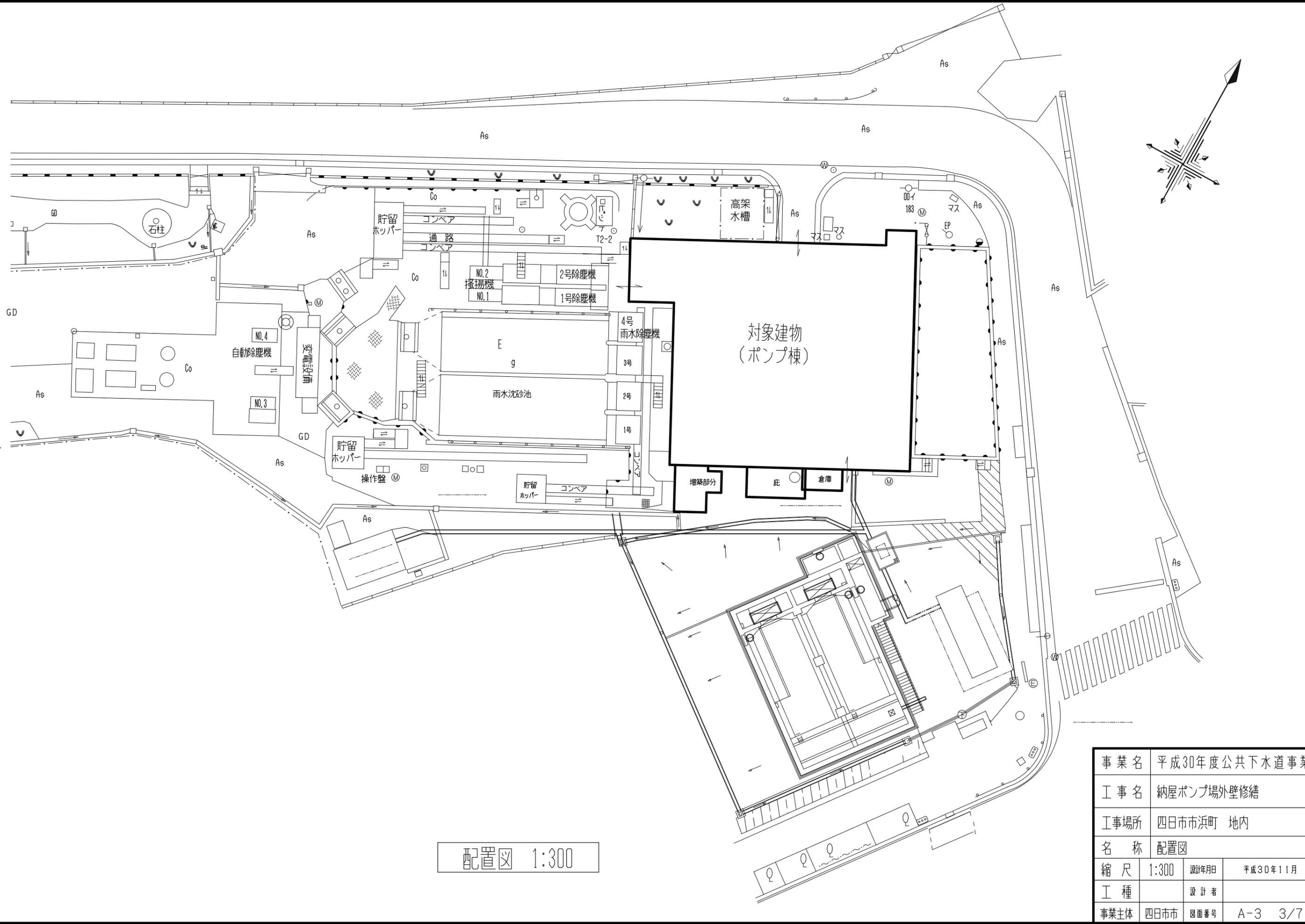




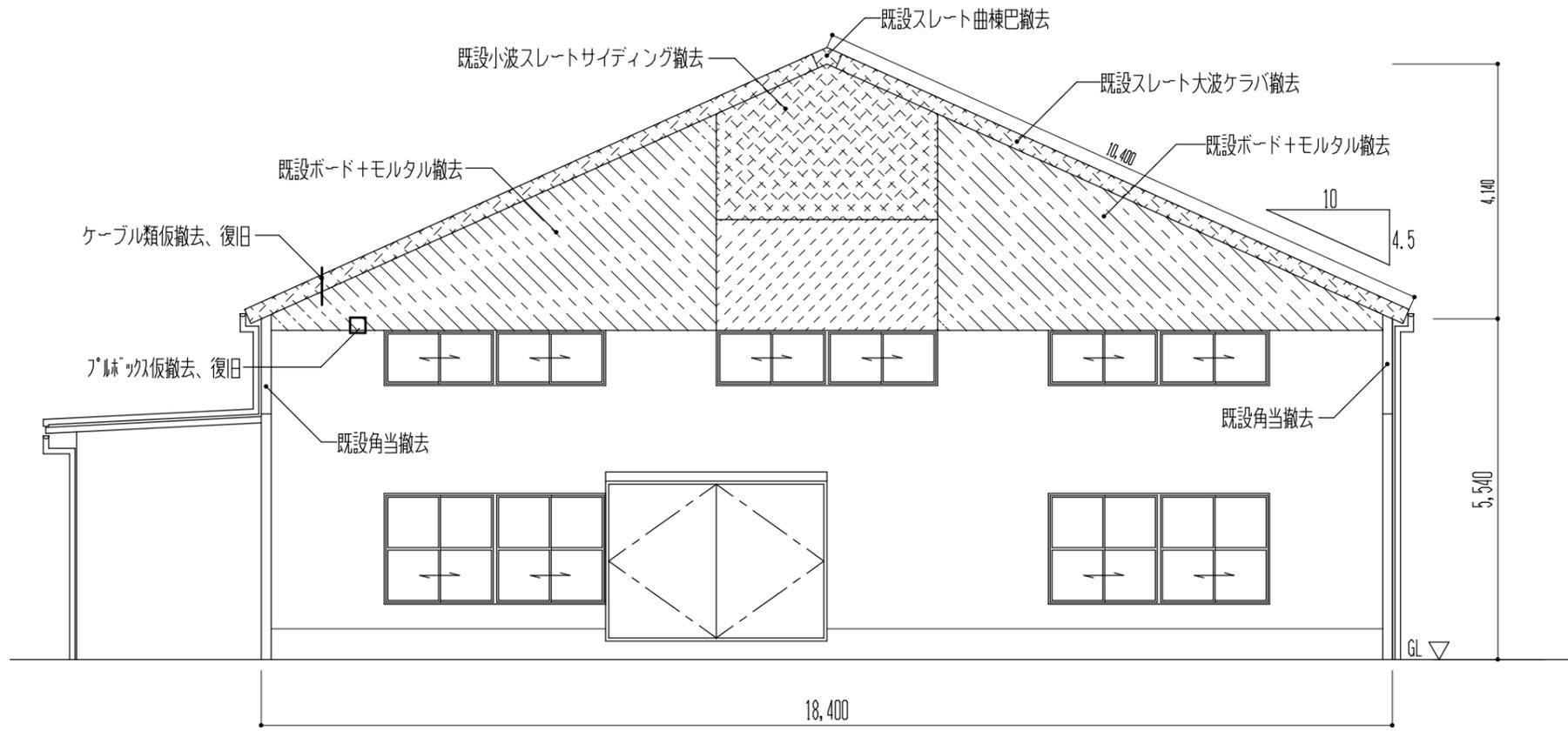
13章 屋根及び とい工事	1 長尺金属板葺	(13.2.2)(13.2.3)(表13.2.1) 屋根ふき形式 ・かわら棒ぶき ・心木なし) 通し吊子 ・平ぶき 材種 ※塗装溶融55%以上 亜鉛めっき鋼板 板の厚さ(mm) ※0.4mm 下ぶき ※アスファルトルーフィング 940	除去工法 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去 ・集じん装置付高圧水洗工法 ・集じん装置付超高圧水洗工法 ・超音波ケレン工法 ・制塵材併用高圧水洗工法 ・制塵材併用超高圧水洗工法 ・制塵材併用手工工具ケレン工法 ・制塵材併用超音波ケレン工法 ・集塵装置付ディスクグラインダーケレン工法 上記工法によらない場合は監督職員と協議の上、承諾を得ること。 下地調整材(ローラー仕上)の除去工法についてはレベル3(アスベスト含有成形板)の除去 工法と同等とする。 除去工法の試験施工 ※行う ・行わない 作業場の隔離及び養生 ※「建築物の改修、解体時における石綿含有建築用仕上塗材からの石綿粉じん飛散防止 処理技術指針」による ・隔離養生不要 ・その他( ) 官公署等への届出 労働安全衛生法に基づく届出 ・行う ・行わない 石綿障害予防規則に基づく届出 ・行う ・行わない 大気汚染防止法に基づく届出 ・行う ・行わない 外壁補修作業の内、Uカット工法以外は労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく 届出は不要とする。 アスベスト粉じん濃度測定 ※行う(試験施工時) ・行わない [9.1.3] 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定	個人 情報 取扱 注意 事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。) を含む。)を取り扱う場合には、下記条文を順守すること。 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、 個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱 う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければ ならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、 当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四 日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を収集するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように必要な措置を講じな ければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施 工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するよう乙に必要措置を講じな ければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適 正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個 人情報の管理方法について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に 対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、 甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工 事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再 提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必 要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わ すものとする。 (複製、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施 工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を複製し、 又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複製又は複製し たものを含む。第9条において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、 輸送方法等を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外者がアクセスできない ようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損 の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により 廃棄し、又は消去する場合を除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる切断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 第3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したと きは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなけれ ばならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資 料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による 工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に 周知するものとする。 (苦情の処理) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、 適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知った ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解 除及び損害賠償の請求をすることができる。									
	2 折板葺	(13.3.2)(13.3.3)(表13.2.1) 形 式 ※重ね型 ・はげ織り形 形 状(mm) 山高( ) 山ピッチ( ) 板厚( ) 材 料 ※塗装溶融55%以上 亜鉛めっき鋼板 断熱材 ・有り(種別: ) 厚さ: (mm) ・無し 耐火性能 ・30分耐火 ・無し 軒先垂戸板 ・有り ・無し				6 アスベスト含有保温 材等の除去 アスベスト含有保温材の有無 ・有 ・無 除去保温材( ) 含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ・行わない ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所 で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融 又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う アスベスト含有成形板の有無 ○有 ・無 除去成形板( ) 含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ○行わない 処分方法 ○埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	個人 情報 取扱 注意 事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を含む。)を取り扱う場合には、下記条文を順守すること。 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、 個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱 う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければ ならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、 当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四 日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を収集するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように必要な措置を講じな ければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施 工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するよう乙に必要措置を講じな ければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適 正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個 人情報の管理方法について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に 対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、 甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工 事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再 提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必 要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わ すものとする。 (複製、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施 工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を複製し、 又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複製又は複製し たものを含む。第9条において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、 輸送方法等を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外者がアクセスできない ようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損 の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により 廃棄し、又は消去する場合を除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる切断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 第3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したと きは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなけれ ばならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資 料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による 工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に 周知するものとする。 (苦情の処理) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、 適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知った ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解 除及び損害賠償の請求をすることができる。						
	3 とい材料	縦どい 材種 ※硬質塩化ビニル管カラー(VP) ・配管用鋼管 (13.5.2)(表13.5.1) 軒どい 材種 ※硬質塩化ビニル雨どい ・表面処理鋼板 ・ステンレス鋼板 とい受け金物 材料 ※ステンレス製の市販品 取付ピッチ ※表13.5.2による							7 アスベスト含有成形 板の除去 アスベスト含有成形板の有無 ○有 ・無 除去成形板( ) 含有場所( ) 作業場の隔離 ・行う ○行わない 処分方法 ○埋立処分 ・アスベストの中間処理に適する溶融施設 ・認定を受けた無害化処理施設	個人 情報 取扱 注意 事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を含む。)を取り扱う場合には、下記条文を順守すること。 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、 個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱 う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければ ならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、 当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四 日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を収集するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように必要な措置を講じな ければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施 工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するよう乙に必要措置を講じな ければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適 正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個 人情報の管理方法について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に 対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、 甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工 事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再 提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必 要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わ すものとする。 (複製、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施 工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を複製し、 又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複製又は複製し たものを含む。第9条において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、 輸送方法等を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外者がアクセスできない ようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損 の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により 廃棄し、又は消去する場合を除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる切断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 第3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したと きは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなけれ ばならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資 料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による 工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に 周知するものとする。 (苦情の処理) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、 適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知った ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解 除及び損害賠償の請求をすることができる。			
	4 鋼管製といの 防露巻き	※行う 防露材 ※標準表13.5.4による (13.5.2)(表13.5.4) 防露巻き工法 ※標準表13.5.5による (13.5.3)(表13.5.5) 施工箇所 ( ) ・行わない										8 特記事項	個人 情報 取扱 注意 事項	個人情報の取り扱いに関する事項 この契約による業務を行うに当たり個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を含む。)を取り扱う場合には、下記条文を順守すること。 (基本事項) 第1 この契約による工事の施工者(以下「乙」という。)は、この契約による工事を施工するに当たり、 個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を含む。以下同じ。)を取り扱 う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければ ならない。 (施工者の義務) 第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者(以下「乙の従事者」という。)は、 当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例(平成11年四 日市市条例第25号。以下「条例」という。)第11条に規定する義務を負う。 第2 乙は、この契約による工事において個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を収集するに当たり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないように必要な措置を講じな ければならない。 (秘密の保持) 第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を施 工するために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。 第2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するよう乙に必要措置を講じな ければならない。 第3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。 (適正な管理) 第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適 正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 第2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。 第3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要者に限定し、これらの従事者に対して、個 人情報の管理方法について適正な指導管理を行わなければならない。 第4 四日市市(以下「甲」という。)は、必要があると認めるときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に 対して報告を求め、又は乙の作業場所を实地に調査することができるものとする。この場合において、 甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。 (収集の制限) 第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するために、個人情報を収集するときは、当該工 事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。 (再提供の禁止) 第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再 提供してはならない。 第2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必 要な措置を講じなければならない。 第3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わ すものとする。 (複製、複製の禁止) 第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施 工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。))を複製し、 又は複製してはならない。 (持ち出しの禁止) 第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複製又は複製し たものを含む。第9条において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。 第2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、 輸送方法等を書面により確認するものとする。 第3 前項の場合において、乙は、資料等に施設又は暗号化等を施して関係者以外者がアクセスできない ようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及びき損 の防止その他適切な管理を行わなければならない。 (資料等の返還) 第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報(特定個人情報(個人番号をその内容に含む個人情報をいう。)) を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならない。ただし、甲の指示により 廃棄し、又は消去する場合を除く。 第2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。 (1) 紙媒体 シュレッダーによる切断 (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕 第3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供したと きは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなけれ ばならない。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。 第4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資 料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。 (研修・教育の実施) 第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による 工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。 (罰則等の周知) 第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に 周知するものとする。 (苦情の処理) 第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、 適切かつ迅速な処理に努めるものとする。 (事故発生時における報告) 第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知った ときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。 (契約解除及び損害賠償) 第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めるときは、契約の解 除及び損害賠償の請求をすることができる。
	5 アスベスト含有仕上 塗材の除去	労働安全衛生法第28条第1項の規定に基づく技術上の指針 (建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針)を遵守すること。 ・アスベスト除去に伴う官公署等への必要な届出申請を行うこと。 アスベスト含有吹付材の封じ込め処理 ・行う ・行わない [9.1.1] アスベスト含有吹付材の囲い込み処理 ・行う ・行わない アスベスト含有建材除去後の仕上げ ・行う ・行わない 施工箇所及び工法 ※図示 分析による確認 ・行う(下表による) ○行わない 材 料 名 調査方法 1材料あたりの試料数 ※定性分析(3 ・ ) ※定量分析(※3 ・ ) ※定性分析(3 ・ ) ※定量分析(※3 ・ ) ※定性分析(3 ・ ) ※定量分析(※3 ・ ) ※定性分析(3 ・ ) ※定量分析(※3 ・ ) アスベスト含有吹付材の有無 ・有 ・無 [9.1.3] 除去吹付材( ) 含有場所( ) 吹付けアスベストの施工数量調査 ※行う アスベスト粉じん濃度測定 ※行う 表9.1.1 アスベスト粉じん濃度測定 測定時期 測定名称 測定場所 測定点 備考 処理作業前 測定1 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定2 施行区画周辺 又は、敷地境界 計2点 大気 処理作業中 測定3 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 測定4 仕上り工程の入口 1点 空気の汚染 を監視 測定5 負圧・除じん装置 の排気出口 1点 (注)2 (処理作業室外の場合) 測定6 施行区画周辺 又は、敷地境界 4方向各1点 - 処理作業後 測定7 処理作業室内 各2点又は3点 (注)1 (隣接シト撤去前) 測定8 施行区画周辺 又は、敷地境界 4方向各1点 大気 (注)1. 各施工箇所ごとの測定面積が50㎡以下までは2点、300㎡以下までは3点とする。 300㎡を超えるものは、監督職員と協議する。 (注)2. 集じん・排気装置の性能確認 表9.1.2 アスベスト粉じん濃度測定方法 測定3 測定1. 2. 4. 6. 7. 8 測定5 計数機器 位相差顕微鏡 メンブレンフィルタの直径 25mm 47mm 試料の吸引流量 1l/min 5l/min 10l/min 試料の吸引時間 5 min 120 min 210 min 試料の透明化 アセトントリアセチン法又は、シュウ酸ジエチル法 計数条件 総アスベスト繊維数 200本又は視野数50視野 計数アスベスト 直径3μm未満、長さ5μm以上、長さと直径比3:1以上 定量限界 50 f/l 0.5 f/l 0.3 f/l 作業場の隔離 ※行う ・埋立処分の場合は、特別管理産業廃棄物として、管理型最終処分場の一定の場所 で埋立処分する ・中間処理の場合は、都道府県知事等から処理許可を受けた溶融施設において溶融 又は環境大臣の認定を受けた無害化処理施設において無害化処理を行う ・粉じん飛散抑制剤については「建設技術審査証明書」の取得に関する 資料を監督職員に提出し、承認を得ること。 アスベスト含有仕上塗材の有無 ・有 ・無 除去仕上塗材( ) 含有場所( ) アスベスト含有箇所 ・吹付主剤 ・下地調整材(吹付仕上) ・下地調整材(ローラー仕上) 吹付主剤、下地調整材(吹付仕上)の除去及び養生はアスベスト含有吹付材、下地 調整材(ローラー仕上)はアスベスト含有成形板として扱う。 撤去の範囲 ・全面撤去 ・塗膜の劣化部及び外壁補修等作業箇所のみ撤去 ・図示による 外壁補修等作業はUカット工法、アンカーピンニング工法、樹脂注入工法、モルタル充填工法 足場アンカー設置、コア抜き等軽微な作業を示す。												

納屋ポンプ場外壁修繕		工事設計図	
図 面 名	特記仕様書(2)	設計番号	図面番号 A-2
		作図 平成30年11月	
四日市市上下水道局施設課		一級建築士 登録 第 号	2/7



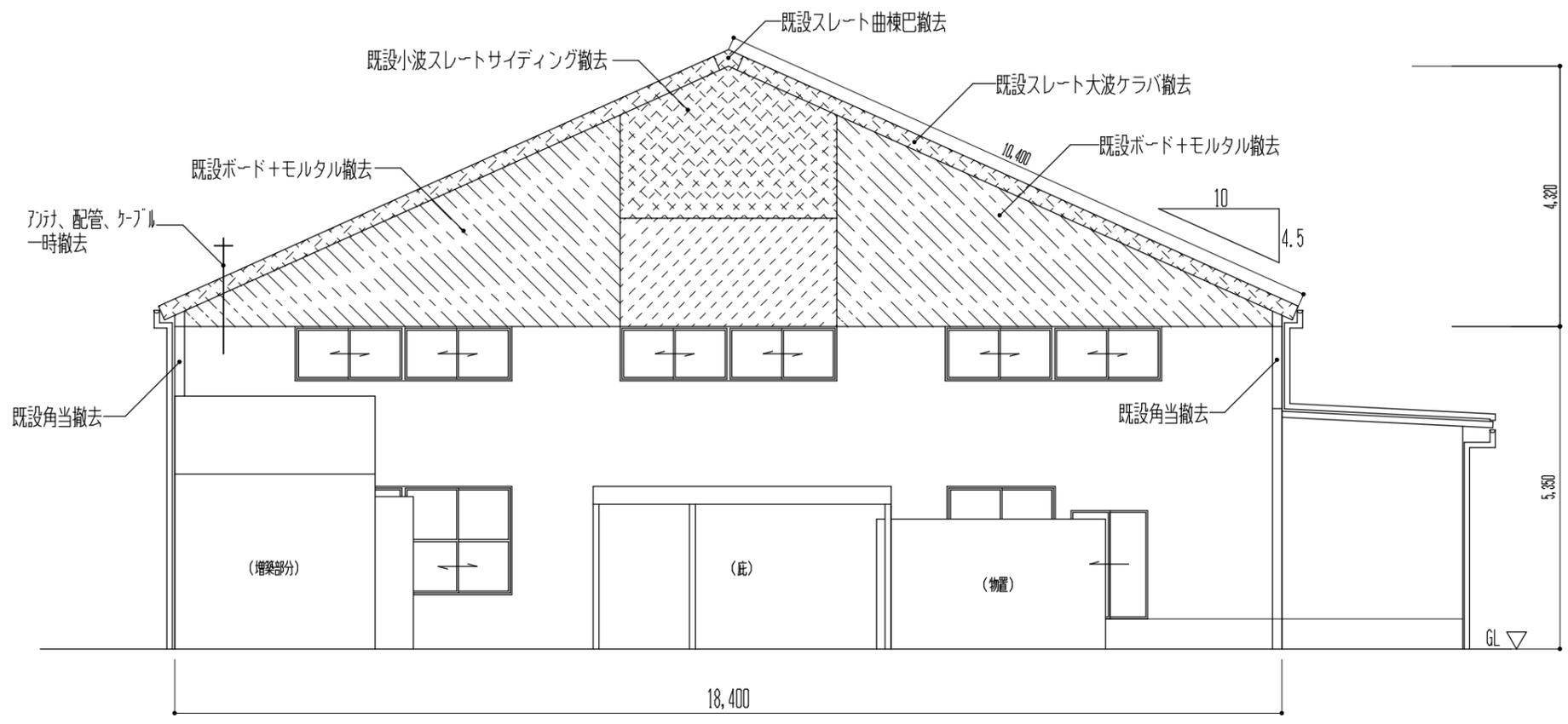
配置図 1:300

事業名	平成30年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町 地内		
名称	配置図		
縮尺	1:300	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-3 3/7



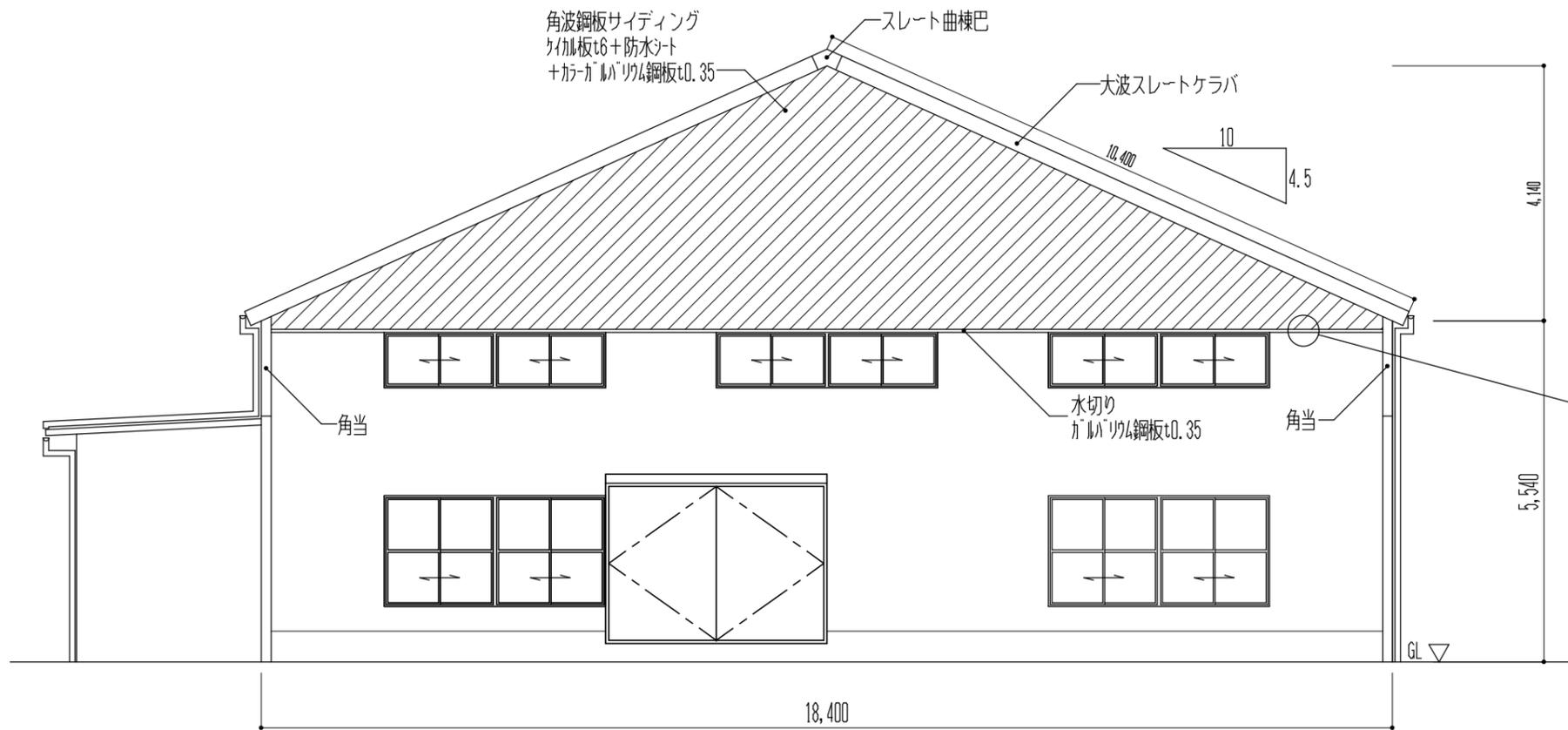
北側立面図 S1:100

 : アスベスト含有建材(成形板)のため、適切な養生、施工及び処分を行うこと。

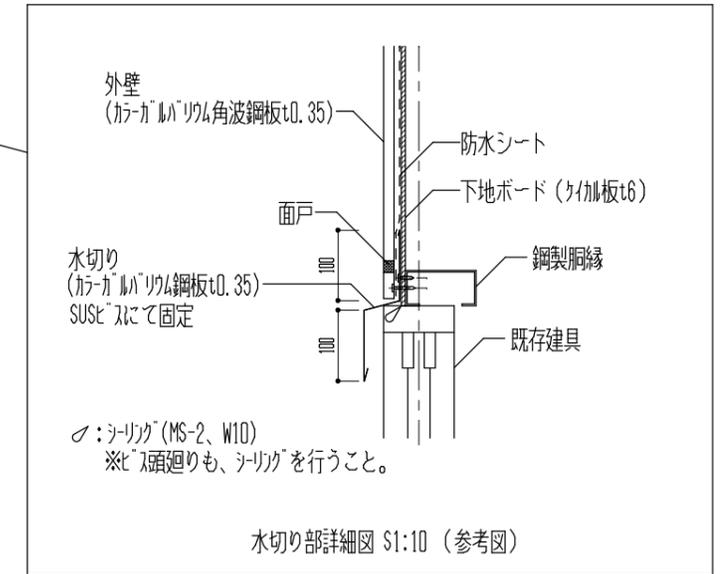


南側立面図 S1:100

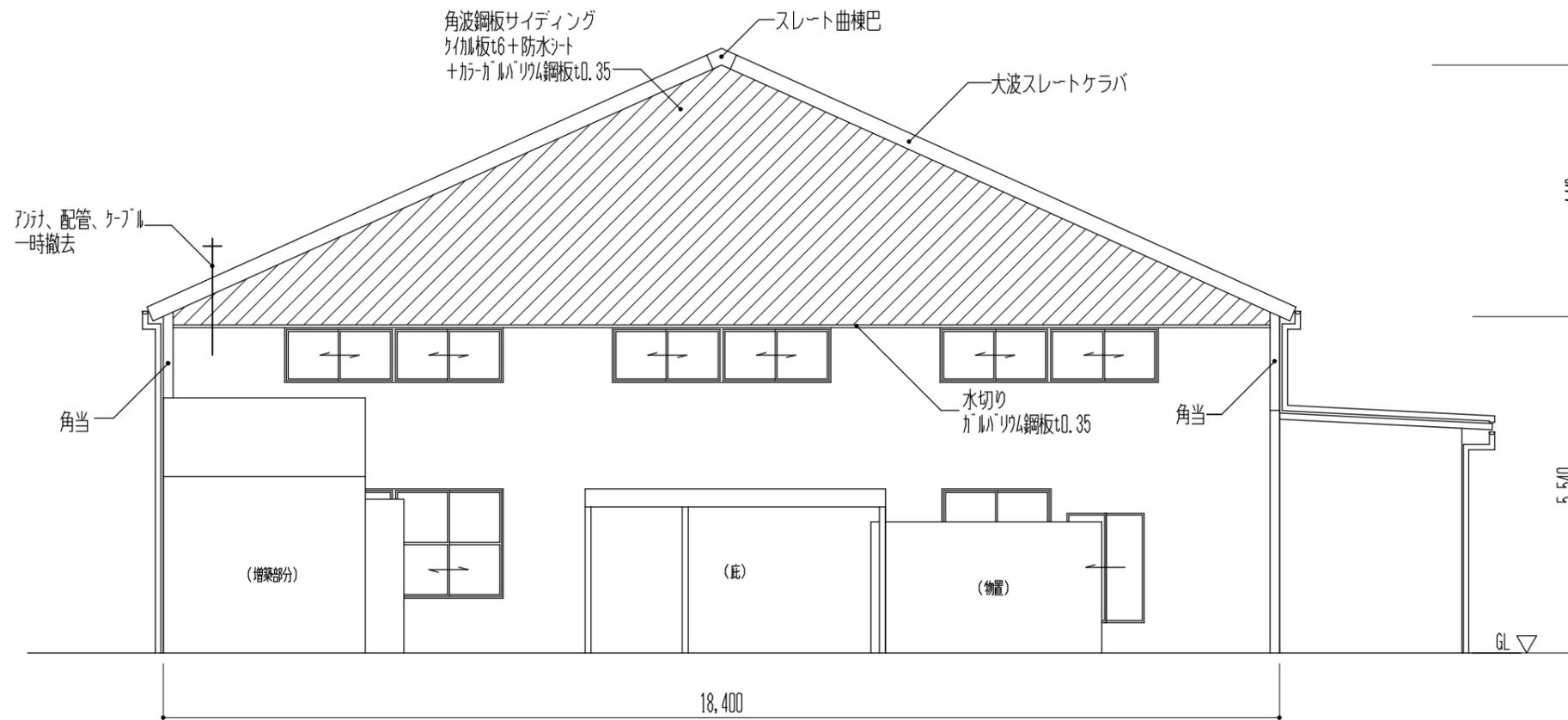
事業名	平成30年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町 地内		
名称	立面図(改修前)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-4 4/7



北側立面図 S1:100

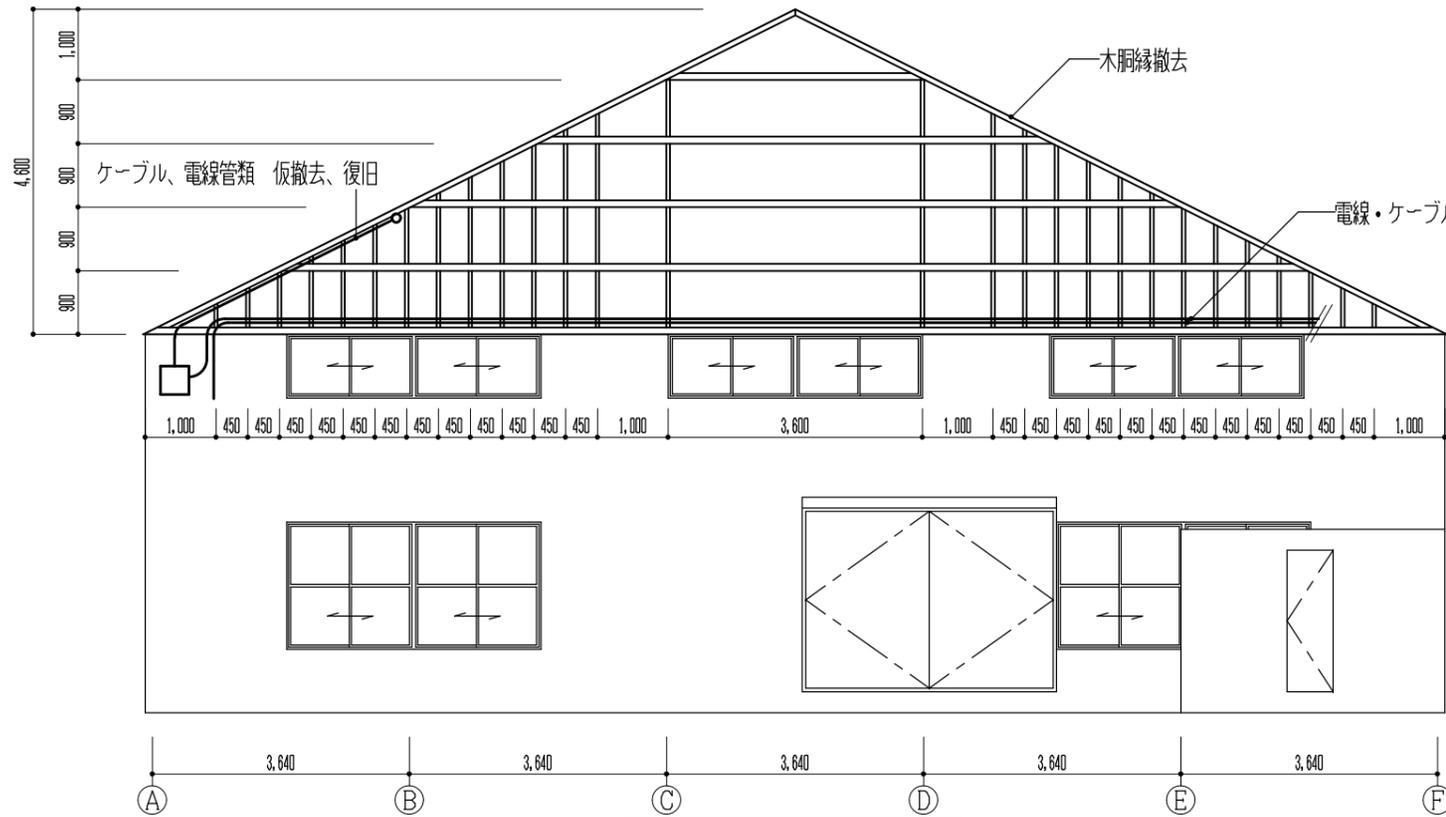


水切り部詳細図 S1:10 (参考図)



南側立面図 S1:100

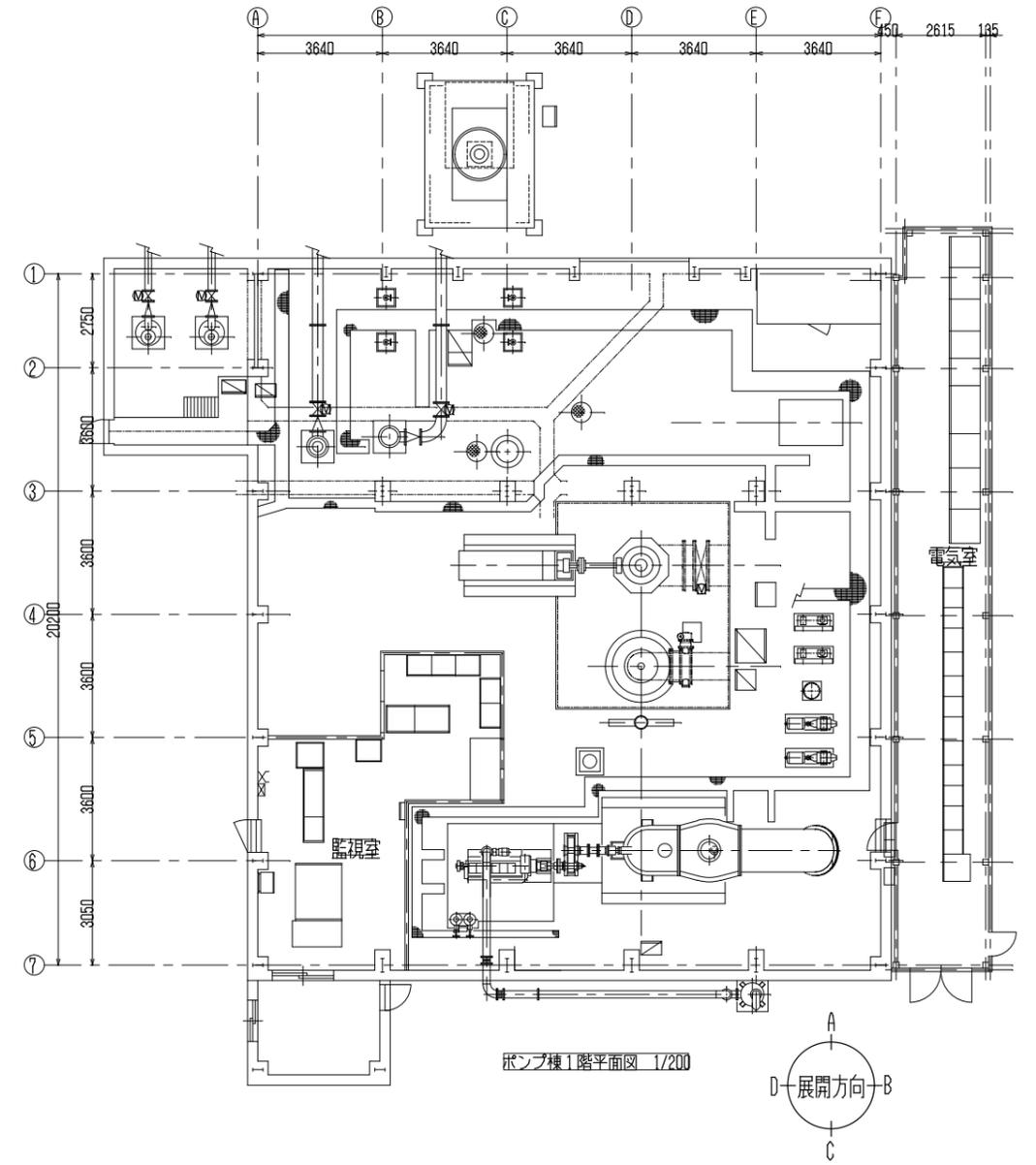
事業名	平成30年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場外壁修繕		
工事場所	四日市市浜町 地内		
名称	立面図 (改修後)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-5 5/7



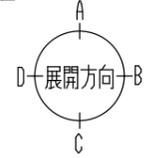
A展開図 S1:100



C展開図 S1:100



ポンプ機1階平面図 1/200



事業名	平成30年度公共下水道事業		
工事名	納屋ポンプ場上屋修繕		
工事場所	四日市市浜町 地内		
名称	展開図(改修前)		
縮尺	1:100	設計年月日	平成30年11月
工種		設計者	
事業主体	四日市市	図面番号	A-6 6/7

